

地域×スポーツクラブ産業研究会
第 9 回事務局説明資料

2021年3月4日
経済産業省 商務・サービスグループ
サービス政策課

必要な社会システムのイメージ（確認）

- 以下のような社会システムを想定し、6つの論点を中心に、これまでの研究会で指摘された課題について、ゲストスピーカーを招いて考察を深める。



これまでにいただいたご意見：学校における部活動問題

- 学校現場では、教員の働き方の問題以外にも部活動の実施にいくつかの課題を抱えているのが現状。
- 一方、顧問を担う教員側の温度感は必ずしも揃っていないことや、部活動が学校教育の一環として位置づけられていることが、部活動外部化に向けての障害になっているとの声も。

- **体罰やいじめ、重大事故**、毎年中学校の部活動でも亡くなる生徒もいるし、非常に大きな障害を負うこともある。
- **部活動に費やす時間は主要3教科の合計時間よりも多い**。この国の子供たちは豊かな問題意識を持っていて、ボランティア活動をやろうとしたり、社会的な活動をやろうとしたり、ボーイスカウトやガールスカウトをやろうとしたり、そういう**子供たちの色々な好奇心を部活動が奪ってしまっている**ところがある。
- **学校の先生の中には、「自分が部活動を指導して良いチーム・強いチームを作る」という思いの強い先生方もかなりいる**。（部活動に代替する）クラブができることは、そうした思いを持っている先生にとっては阻害要因になる。また、このようなクラブができると、「部活動に対する先生方の姿勢に温度差が出て**職員室運営が難しくなる**」と考える学校もある。
- 学校教育活動を拡大したものが**課外活動であり、その最も中心が部活動**。（学校施設の有効活用は）学校教育活動に支障がない範囲でとされているが、（学校教育活動の一環として、部活動が）教育課程の外で広げられてきたところに効率的な運用上の大きなネックがある。**学校教育活動の縛りをどうかけるのか。今回の部活動改革が大きな転機ではないか。**

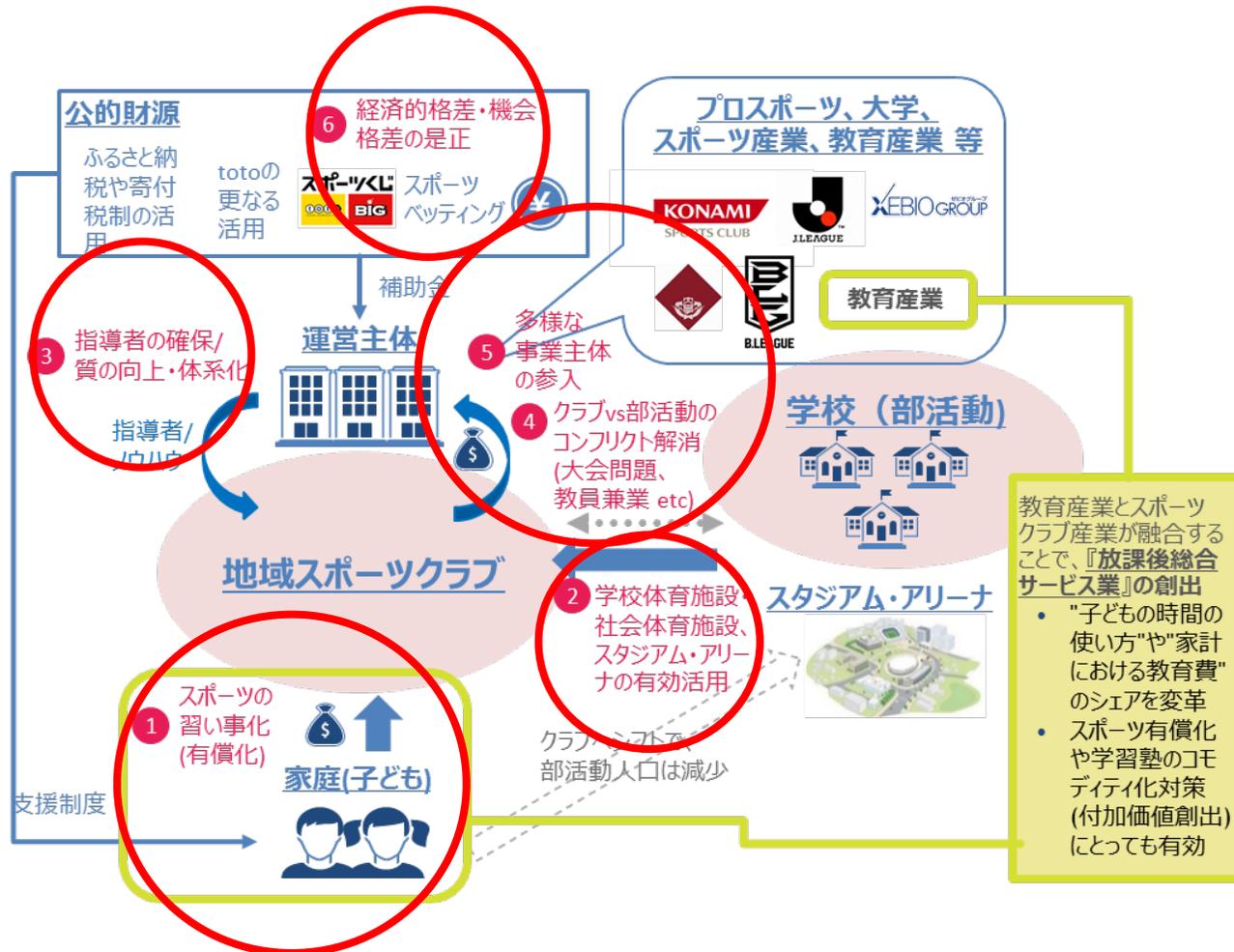
これまでにいただいたご意見：自治体における部活動問題、施設問題

- 自治体では、公共施設や学校施設の維持管理負担が大きく、その存続の在り方が検討されている現状。
- 部活動の地域移行に当たり、多様な事業主体が参加するには学校体育施設や社会体育施設の活用が肝要であるところ、上記課題も解決しうる新しい手法が期待される。

- 公共施設の維持管理・運用は行政機関の予算の如何によって存続が左右されるという事態があり、そもそもスポーツをする場がなくなってしまうという可能性がある。
- 予算を鑑みたときに、真っ先に削減対象になるのが公共施設の体育館などなので、自治体だけで抱えられないものを、もう少し支えあうような仕組みがないと、維持管理ができないという理由で消えていく施設が出てくるのではないかと。
- 土日の部活を地域に出すといわれる中、そうなったときに手っ取り早いスキームとして市町村が部活動にかかる経費を予算化して副業する教員等に支払うという自治体直営の部活動が考えられるが、自治体予算も限界があるので、いずれは有償化していかないといけないのでは。
- 学校の放課後の校庭でランニングスクールをやっていたことがあったが、ある時、区から通達が来て学校の校庭はもう使えないと言われた。文科省などに調べに行ったら、学校の校庭でこのようなクラブをやってもいいと書かれており、学校の校長先生もOKと言ってくれていたが、区の教育委員会から連絡があって「使えません」と言われた。不明確だと事業者は新しい活動を自粛してしまうので、学校施設利用の基準の明確化が必要。

本日プレゼンいただく内容

- 今回（第9回）は、以下についてお話しを伺う。



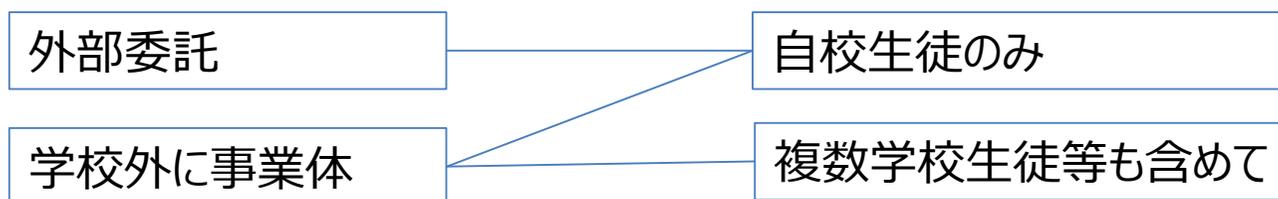
①～⑥のすべての論点に関する2つのプレゼンをいただく。

- 私立学校における部活動改革の事例について
 - 聖学院中学校高等学校 日野田様より
- 部活動の地域移行と学校施設活用の先進事例
 - 沖縄県うるま市 玉城様より

本日共有・議論したい主な論点

<学校現場・自治体>

- 学校法人が主体となり、学校部活動を代替する地域スポーツクラブを活用する場合、以下のようなバリエーションも考えられるか。



- 学校や自治体が、実際に部活動の地域移行の方針を決定するに当たり、その指針となる文科省からの通知の解釈について、迷う点はないか。
 - 学校部活動については、令和2年9月1日に文部科学省から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が発表され、そこでは、教員の負担軽減のために「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」との方針や、その担い手としては総合型地域スポーツクラブや民間のスポーツクラブが想定されることが示されている。
 - 一方で、“**部活動は、…（中略）…学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられた活動**”と明示されていることや、“**部活動は**多様な生徒が活躍できる場であり、**豊かな学校生活を実現する役割を有する**”と記載されている。
 - 地域に移行する部活動（＝地域部活動）の位置づけが必ずしも明らかではなく、自治体や学校現場における思い切った判断を阻害してしまわないか。

※参考

令和2年9月1日 文部科学省、スポーツ庁・文化庁から各都道府県等に送付された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」より一部抜粋

○学校の働き方改革も考慮した部活動改革の考え方

(部活動の意義と課題)

- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、**学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動**である。
- ・部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。**部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有する。**
- ・一方で、**部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置付けられている。**
- ・教師の勤務を要しない日（休日）の活動を含めて、教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっているとの声もある。

1. 休日の部活動の段階的な地域移行（学校部活動から地域部活動への転換）

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、**学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担う**こととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

(地域部活動の運営主体)

- ・**地域部活動の運営主体は、退職教師、地域のスポーツ指導者、スポーツ推進委員、生徒の保護者等の参画や協力を得て、総合型地域スポーツクラブ、民間のスポーツクラブ、芸術文化団体等が担うことが考えられる。**
- ・こうした地域団体において地域部活動の運営を担う人材や指導者を確保しつつ、当該団体の責任の下で、生徒の安全の確保や指導者への謝金の管理など、地域部活動の管理運営が行われることについて、生徒、保護者等の理解を得ることが望ましい。